

国際税務ニュースレター

2009年7月号

今回のテーマ: 中国の同時文書化 ～ 移転価格税制の実務対応～

中国政府は2009年1月9日に、移転価格ガイドライン「特別納税調整実施弁法」(実施弁法)を公布しました。これにより全ての中国企業には、2009年5月31日までに『企業年度関連企業間取引報告表』(報告表)を申告書に添付することになりました。

また、移転価格分析資料『同時文書』を確定申告期限(翌年5/31)までに準備し、10年間保存することが義務付けられました。同時文書は税務当局に要求されてから20日以内に提出しなければなりません。ただし、2008年度のみ、準備期限が2009年12月31日まで延長されています。

1 『企業年度関連企業間取引報告表』(報告表)とは

企業とその関連者企業間の取引価額や、算定方法等を記載する書類であり、企業所得税申告書に添付します。そのため「申告書別表」とも言われます。いわゆる、日本の法人税確定申告書別表17-3「国外関連者に関する明細書」と同じ役割を持っている情報開示書類といえます。

2 『報告表』の記載内容と罰則規定

表1「関連者リスト」、表2「関連者間取引の概要」、表3「仕入売上取引」、表4「役務取引」、表5「無形資産の移転」、表6「固定資産の移転」、表7「金融取引」、表8「国外企業への投資」、表9「国外への送金」

表3、表4の移転価格の算定方法欄には、次の6つの方法、独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法、取引単位営業利益法、利益分割法、その他の方法、いずれかの番号を記入しなければなりません。「その他の方法」と記入した場合には、具体的な説明も求められます。

なお、報告表を提出しない場合、2,000人民元(約3万円)から10,000人民元(約15万円)の罰金が課せられます。(中国税収管理弁法 第62条) (次ページへ)

3 『同時文書』の記載内容（実施弁法 第 14 条）

1. 組織構成、2. 生産経営状況 *、3. 関連者間取引の状況、4. 比較可能性分析、5. 移転価格算定方法の選定と適用

* 2 には 129 項目にも及ぶ「機能及びリスク分析表」の記載が求められ、記載には困難が予想されます。

4 『同時文書』の免除規定と罰則規定

以下の企業には、同時文書の提出が免除されます（特別納税調整管理弁法 第 15 条）。

- 1) 年間関連有形資産取引金額（来料加工業務については、年間輸出申告価格に基づき計算）が 2 億人民元以下、かつその他関連取引（無形資産、役務提供、金銭貸付等）金額が 4,000 万人民元以下の企業（上記金額には、その年度において執行したコストシェアリング契約あるいは事前確認に関する関連者間取引金額を含めない。）
- 2) 関連者間取引が執行中の事前確認の対象範囲になる企業
- 3) 外資資本比率が 50%以下、かつ中国国内関連取引のみを有する企業

同時文書を準備していない場合、納税者は 2,000 人民元から 10,000 人民元の罰金に処されます。もし、納税者が提出を拒否すれば 50,000 人民元までの罰金に処されます。さらに罰金には、日割りで利息（中国人民銀行の人民元貸出基準利率 + 5%）が加算されます。

お見逃しなく！

同時文書を準備していない企業にとっては、報告書の「同時文書を準備しているか否か」の Yes/No をいかに記載すべきという疑問が生じます。申告書提出日現在で同時文書を準備していない企業であっても、2009 年 12 月 31 日までに作成を予定している企業については、「Yes」にチェックすることができます。

お問い合わせ先：税理士法人わかば

TEL : 042 - 729 - 6440 FAX : 042 - 729 - 6991

Mail : info@wakaba-tax.com

情報提供：太陽ASGグループ（グラント・ソントン 加盟事務所）